

熊本・松橋事件国賠訴訟

勝利判決の確定めざし、「上告するな」の団体署名(2種)にご協力をお願いします

2026年7月31日

日本国民救援会熊本県本部

同 中央本部

(中央：☎03-5842-5842)

1985年に熊本県松橋（まつばせ）町（現・宇城市）で発生した殺人事件で故・宮田浩喜さんが犯人とされた松橋事件。その後、再審無罪となり、宮田さんの遺族が国と県に対し損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、福岡高裁(岡田健裁判長)は7月27日、冤罪を作り出した国（検察）と県（警察）の責任を認め、2381万円の支払いを命じました。

一審判決では検察の責任だけを認めましたが、高裁は検察と警察両方の責任を認めました。判決をうけて、弁護団は「県・国の違法性を断罪した画期的な判決。完璧な勝利です」と評価しました。

この判決の確定をめざして、「上告するな」の団体署名へのご協力をお願いします。

署名は、8月10日（月）朝までに、中央本部宛下記、ファクスまたはメールにてお寄せください。いただいた署名は、熊本県（警察）と法務省（検察）、それぞれに届け要請します。

なお、7月28日に発生した震度7の地震で、熊本県では大きな災害にみまわれていることから、本行動提起に時間を要していました。熊本県知事宛ての要請については、熊本県本部と相談のうえ執行する予定です。

〈署名の送付先〉 ＊8月10日（月）朝までに

日本国民救援会中央本部 FAX 03-5842-5840

メール info@kyuenkai.org

熊本・松橋事件国賠訴訟

福岡高裁判決に対し上告せず、宮田さんの遺族への謝罪を求める

熊本県知事

木村 敬 様

7月27日、福岡高裁(岡田健裁判長)は、熊本・松橋事件国賠訴訟判決で、熊本県（警察）と国（検察）の責任を認めて、国と県に賠償を命じました。

この事件は、1985年に熊本県松橋町（現・宇城市）で男性が刺殺された事件（松橋事件）で、殺人などの罪で宮田浩喜さんが無実を訴えましたが、懲役13年の有罪判決が確定し、服役後、再審無罪となりました。宮田さんは、冤罪を作り出した警察と検察の責任を追及して国家賠償裁判を申立てましたが、その後亡くなりました。裁判をご遺族が継いで、昨年、熊本地裁は検察の責任を認めましたが、警察の責任は認めませんでした。

これに対して、ご遺族と国が控訴しました。今回、福岡高裁は、国の控訴を棄却するとともに、一審では認めなかった警察の責任を認め、国と県に計2381万円の損害賠償を命じる画期的な判決を言い渡しました。

判決では、県警の逮捕前の取調べについて、計9日にわたった長時間の取調べについて、「故・宮田浩喜さんが犯人であるとの予断に基づき、専ら同人に自白させることを目的としてされたものと認められるから、任意捜査の限度を超えるものであり、違法であったと言わざるを得ない」と、捜査の違法を断罪しています。そのような違法な取調べで得られた「自白」が有罪の唯一の根拠となったと指摘し、県の責任を認めました。

判決を受けて、地元紙・熊本日日新聞も社説で「松橋事件国賠訴訟 違法捜査の責任免れない」と警察の責任を厳しく批判しています。

警察の違法な取調べがなければ、宮田さんは冤罪で人生を奪われることもありませんでした。この間の再審法の国会での議論でも、警察・検察の捜査への厳しい意見が相次ぎ、冤罪を生み出した警察などへの不信と批判が世論としても大きく広がっています。

このようなもとで、県（警察）が、今回の高裁判決を真摯に受け止め、最高裁への上告を断念することを強く求めます。同時に、宮田さんのご遺族への謝罪をおこない、今後同じような冤罪を生まないよう反省し、検証するよう求めるものです。

2026 年 月 日

団体名

連絡先

熊本・松橋事件国賠訴訟

福岡高裁判決に対し上告せず、宮田さんの遺族への謝罪を求める

法務大臣

平口 洋 様

7月27日、福岡高裁(岡田健裁判長)は、熊本・松橋事件国賠訴訟判決で、熊本県（警察）と国（検察）の責任を認めて、国と県に賠償を命じました。

この事件は、1985年に熊本県松橋町（現・宇城市）で男性が刺殺された事件（松橋事件）で、殺人などの罪で宮田浩喜さんが無実を訴えましたが、懲役13年の有罪判決が確定し、服役後、再審無罪となりました。宮田さんは、冤罪を作り出した警察と検察の責任を追及して国家賠償裁判を申立てましたが、その後亡くなりました。裁判をご遺族が継いで、昨年、熊本地裁は検察の責任を認めましたが、警察の責任は認めませんでした。

これに対して、ご遺族と国が控訴しました。今回、福岡高裁は、国の控訴を棄却するとともに、一審では認めなかった警察の責任を認め、国と県に計2381万円の損害賠償を命じる画期的な判決を言い渡しました。

判決では、検察の有罪立証を厳しく批判しています。具体的には、唯一の証拠とされた「自白」では、凶器とされた小刀を布片で巻いて、犯行後、それを燃やしたとなっていますが、検察官は、通常審からその布片が存在し、さらに血液の付着は認められないとした鑑定書が作成されていたことを知りながら、公判で、宮田さんを犯人だと主張し続けました。判決では、検察官はこの事実を公判で明らかにした上で、公訴を取り消すか無罪の論告をする義務を負うとし、事実を明らかにしていれば「無罪の判決が言い渡されたはずである」と指摘。このような検察官の行為について、「意図的に違反したのであれば犯罪的な行為」と厳しく断罪しています。

判決を受けて、地元紙・熊本日日新聞も社説で「松橋事件国賠訴訟 違法捜査の責任免れない」と検察の責任を厳しく批判しています。検察が無罪証拠を隠すなど違法な立証行為をしなければ、宮田さんは冤罪で人生を奪われることもありませんでした。この間の再審法の国会での議論でも、警察・検察の捜査への厳しい意見が相次ぎ、冤罪を生み出した警察などへの不信と批判が世論としても大きく広がっています。

このようなもとで、国（検察）が、今回の高裁判決を真摯に受け止め、最高裁への上告を断念することを強く求めます。同時に、宮田さんのご遺族への謝罪をおこない、今後同じような冤罪を生まないよう反省し、検証するよう求めるものです。

2026 年 月 日

団体名

連絡先